

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

### 1 改正の趣旨

現規程では副理事長は常勤の役員としてのみ定められているが、今後、本機構が優秀な人材を確保しやすくするため、非常勤の役員としての雇用も可能とするよう、役員報酬規程について所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第8条の次に第8条の2を加える。

第8条の2 非常勤の副理事長の給料月額、第4条第1項第2号に定める額の20分の1に相当する額に月の勤務日数を乗じて得た額とする。

2 非常勤の副理事長の通勤手当の額及び支給方法については、職員の例による。ただし、理事長はこれにより支給することが適当でないとき、別に定めることができる。

### 3 施行期日

平成31年4月1日

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(給料の月額)</p> <p>第4条 常勤の役員の給料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 理事長 月額 1,090,000円</p> <p>(2) 副理事長 月額 870,000円</p> <p>2 新たに常勤の役員となった者の給料の月額は、その者の前歴等を勘案し、100分の5の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(非常勤役員の報酬)</p> <p>第8条 非常勤の役員の報酬は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 理事 月額 50,000円</p> <p>(2) 監事 月額 80,000円</p> <p>2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用に相当する額を支給することができる。</p> <p><u>第8条の2 非常勤の副理事長の給料月額は、第4条第1項第2号に定める額の20分の1に相当する額に月の勤務日数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>2 非常勤の副理事長の通勤手当の額及び支給方法については職員の例による。ただし、理事長はこれにより支給することが適当でないとき、別に定めることができる。</u></p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規程は、平成31年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(給料の月額)</p> <p>第4条 常勤の役員の給料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 理事長 月額 1,090,000円</p> <p>(2) 副理事長 月額 870,000円</p> <p>2 新たに常勤の役員となった者の給料の月額は、その者の前歴等を勘案し、100分の5の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(非常勤役員の報酬)</p> <p>第8条 非常勤の役員の報酬は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 理事 月額 50,000円</p> <p>(2) 監事 月額 80,000円</p> <p>2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用に相当する額を支給することができる。</p> <p>(新規)</p> <p>第9条～第14条 (略)</p>